（警視庁警部）
鍛代　銀三　北川　清治
（静岡県警部）
従六位に叙する（各通）
芥川　厚次　加藤　徹
小室　究　白井　昭二
松本　美江
正七位に叙する（各通）
池田　義弘
従七位に叙する（各通）（以上二月二十二日）
（兵庫県立大学名誉教授）
正四位に叙する
（岐阜大学名誉教授）
（久留米工業高等専門学校名誉教授）
谷口　陽一
仁瓶　義夫
従四位に叙する（各通）
町田　順一
従五位に叙する（各通）
相澤　和夫
正六位に叙する（各通）
岩渕　八郎　内山　忠
岡崎　博行　小川　悟
（高知県警部）
寺田　利一
守谷　康伸
従六位に叙する（各通）
大塚　宣雄　亀山　壽一
千代　秀次　野村　春幸
正七位に叙する（各通）
栗原　博美
従七位に叙する（各通）（以上二月二十三日）
（秋田大学名誉教授）
（名古屋大学名誉教授）
正四位に叙する（各通）
（鳥取大学名誉教授）従七位
世良　敏行
従四位に叙する（各通）
正五位に叙する
木上　勉　小松　八郎
山口　秀亀　吉田　久男
梅村　昭二
笠井　政憲
北口　芳三
村中　新徳
北薗　林
鈴木　信次
北岡　利美
森川進一郎
田島　俊雄
谷口　陽一
仁瓶　義夫
本波　博
鈴木　良雄
大塚　一好
櫻井　盛正
竹本　幸夫
正木　要
安江　盛夫
壽　弘一
堀江　武美
生天目　清
安倍　信夫
清水　達雄
松岡　理
市川　吉夫
福江　馨
有馬　厚彦
永井　恭子
井本　博文　岩切　八郎
高木　弘二　田仲　充
知久　榮次　西村甲子雄
（和歌山県警部補）
従六位に叙する（各通）
古長　昇一　西条宗次郎
三宅　敏夫　森井　安吉
正七位に叙する（各通）
穐山　正敏
佐藤　義光
従七位に叙する（各通）（以上二月二十四日）
正三位に叙する
正五位に叙する
小野寺和男
日高　信雄　笠原　洋亀
従六位に叙する（各通）（以上二月二十五日）
毛利　定憲
平尾　能男
正六位に叙する
富樫　正幸
正七位に叙する（以上二月二十六日）
荒木　昭三
従五位に叙する
佐藤　均
従六位に叙する
（柏市消防司令長）
菊池　南彦
従七位に叙する（以上二月二十七日）
倉本　勝利
正五位に叙する（三月一日）
○叙勲
久我　保　菅原隆一郎
旭日単光章を授ける（各通）（二月二十一日）
悦田　慶一　二階堂弘夫
入口　明
古家愼太郎　渡部　博
旭日単光章を授ける（各通）（二月二十二日）
大塚　一好
旭日双光章を授ける
四位　靖夫
旭日単光章を授ける（以上二月二十三日）
山中　隆
旭日単光章を授ける（二月二十四日）
錦戸　泰三　山内　長昌
瑞宝小綬章を授ける（各通）
青木　藤七　嵐　貞文
笠村　猛　久保　榮
別府喜美雄　三木　昭三
瑞宝双光章を授ける（各通）
岩田　雄治
谷　外次
宮崎　斐子
矢野　眞弘
羽地　利仁
齊藤　惇
野口　純一
高橋　武生
齊藤　祐二
笠原　洋亀
毛利　定憲
平尾　能男
富樫　正幸
荒木　昭三
佐藤　均
菊池　南彦
倉本　勝利
（千葉県山武郡市広域行政組合消防司令）
古閑　篤　徳永　靖雄
原田　隆　益留安多可
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十一日）
（信州大学名誉教授）
後藤　克也
（北海道大学名誉教授）
樋口　澄志
瑞宝中綬章を授ける（各通）
山下　忠行
瑞宝小綬章を授ける
片山　京一　加藤　徹
北薗　林　竹内　伸昭
三宅　金作
（静岡県警部）
瑞宝双光章を授ける（各通）
池田　義弘　後藤　克也
笠井　政憲　樋口　澄志
小室　究
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十二日）
（兵庫県立大学名誉教授）
森川進一郎
瑞宝中綬章を授ける
（岐阜大学名誉教授）
田島　俊雄
（久留米工業高等専門学校名誉教授）
谷口　陽一
瑞宝小綬章を授ける（各通）
岡崎　博行　亀山　壽一
櫻井　盛正　野村　春幸
瑞宝双光章を授ける（各通）
岩渕　八郎　内山　忠
（高知県警部）
越沼　宏行
竹本　幸夫
堀江　武美　渡邊　守
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十三日）
永井　恭子　松平　聲二
瑞宝双光章を授ける（各通）
井上　政雄　岩切　八郎
大古　よし　齊藤　惇
佐野　典嗣
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十四日）
笠原　洋亀　齊藤　祐二
瑞宝双光章を授ける（各通）
日高　信雄
瑞宝単光章を授ける（以上二月二十五日）
富樫　正幸
瑞宝単光章を授ける（二月二十六日）

官庁報告

官庁事項

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第二十四条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示（平成二十年二月二十五日）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

証券取引等監視委員会委員長　佐渡　賢一

本文中「第二十四条第六項」を「第二十八条第六項」に改める。

原子力規制委員会防災業務計画の修正要旨の公表について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、原子力規制委員会防災業務計画を修正したので、同条第2項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年3月29日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力規制委員会防災業務計画の修正について

一　修正の目的

原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日法律第47号）の一部の施行及び原子力災害対策指針の全部改正（平成25年2月27日原子力規制委員会決定、平成25年原子力規制委員会告示第1号）に伴う修正等に伴い、原子力規制委員会防災業務計画を修正した。

二　修正年月日

平成25年3月27日

三　施行年月日

平成25年4月1日

四　修正の要旨

原子力規制委員会設置法の一部の施行及び原子力災害対策指針の全部改正に伴い、以下の修正をした。

・原子力規制委員会設置法の一部の施行を踏まえ、原子力規制委員会防災業務計画に放射線による障害の防止に関する業務等を追加する等の修正をした。

・原子力災害対策指針の全部改正に伴い、災害時要援護者等の避難準備指示等に係る事項を追加した。